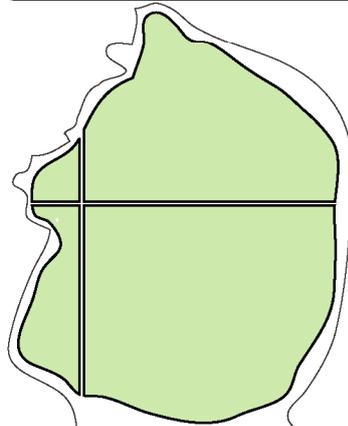


村づくり計画

<平成16年度～25年度>

～新たな村づくりへの挑戦～

緑豊かで広大な大地
を活かした産業振興



村民の多様な個性を
発揮できる村づくり

村民の共同参画による
新システムづくり

平成16年3月

大 湯 村

目 次

序 章 計画の策定にあたって	
1. 策定の趣旨	3
2. 計画の期間	4
第1章 村の現状	
1. 大瀧村の特徴	4
2. 村の現状	4
第2章 村づくりの基本的理念	
1. 共有する目標づくり	5
2. 潜在的可能性の発揮	6
3. 村の魅力と個性の発揚	6
4. 住民参画の推進	6
5. 村を支える人づくり	6
第3章 村づくりへの課題	
1. 活力ある産業活動の育成	7
2. 自然にやさしい環境の創造	7
3. 安全で安心して暮らせる村	7
4. 豊かなライフスタイルに向けた教育文化活動	8
5. 行財政の改革	8
第4章 村づくりの基本目標と計画	
1. 未来に向けて挑戦する産業活動	9
2. 自然にやさしい環境の創造	11
3. 安全で安心して暮らせる村づくり	12
4. 協調と自立の心をもった人間形成と 豊かなライフスタイルに向けて	13
5. 行財政の改革とスリム化	14
第5章 村政運営のあり方	15

第6章 財政運営の考え方

1. 見通し	15
2. 歳入	16
3. 歳出	16

資 料

1. 事業計画総括表	19
実施計画〔別冊〕	
2. 財政計画	23
3. 行政サービス等	35
4. 行政改革案	39
5. 第3次大瀧村振興計画〔別冊〕	

序 章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

少子高齢化や地方分権の進展、国、地方の財政悪化、そして国県の市町村合併の推進等から、合併論議が避けて通れない大きな行政課題になったことから、大潟村も村民に対し、資料や情報を提供しながら、説明会を開催するなど合併議論を深めつつ、合併に関する意識調査を実施し、村民の意識、意向の把握に努めました。

その調査によると、合併が必要な場合は、秋田市を含む広域合併が望ましいという意向が多かったことから、議会の代表とともに、このような村の考えを各市町村に提案いたしました。が、時期尚早でないか、また諸般の事情で難しいということから、この構想は進展しませんでした。

その後、隣接する男鹿市から、合併検討の申し入れを受け、議会と協議のうえ、合併議論を深めるとともに、合併を判断するためにも、男鹿市若美町との任意合併協議会に参加し、合併後の将来像等について協議検討をして参りました。

村は当初からこの合併に対する方針、スタンスとしては、最終的には、村民の意思、意向を尊重するという考えで臨んで参りましたので、村民に「新市将来構想」並びに「合併しない場合の村づくり計画」を説明し、この合併に対する賛否の投票式アンケートを実施した結果を踏まえて、合併をしないという選択をいたしたところであります。

村はこのような経緯等から、これまでどおり単独村として自立していくことになりましたので、村民参画で策定した第3次大潟村振興計画〔平成16年度～平成21年度〕を基本方針として、今後の村づくりと村政運営に努めて参りたいと考えております。

この村づくりについてですが、第一には、村の基幹産業である農業の持続した振興を図ることが重要となります。

村の恵まれた特性や村民のバイタリティ等をこれまで以上に活用し、さらには生産基盤を整備充実し、一層生産性を高め、所得の向上を図る必要があります。そのため、村民、農業団体、行政が連携し、一丸となつての取り組みが望まれます。

また、行財政運営にあたっては、さらに効率化、合理化を進めるとともに、全ての事業、分野において精査と見直しを行い、経費の節減に努め、財政の健全化を図り、村民生活に必要な事業に取り組むことが求められ、これまで

以上に村民と行政が意識と課題を共有し、創意工夫と村民参画による取り組みが必要と考えます。

このような趣旨から、今後 10 年間の自立に向けた本計画を策定いたします。

2. 計画の期間

平成 16 年度～25 年度までの 10 ヶ年とします。

第 1 章 村の現状

1. 大潟村の特徴

大潟村誕生の目的は、「干拓してできた大地に、日本農業のモデルとなるような生産性及び所得水準の高い農業経営を確立して、豊かで住みよい農村社会をつくる」ことにあります。村民の大半は、全国から選抜された大規模農業経営に意欲のある入植者（農業者）であり、村民の独立心とチャレンジ精神豊かな進取の気質はここに根ざしております。また、本村は、古い慣習などにとらわれず、お互いに特別な関わり合いを持っていなかった住民によって新たに創られた日本で唯一の自治体であります。従って、村としての一体性、村民の融和と協調は村民自らの意識によって創りあげていかなければなりません。

2. 村の現状

- (1) 昭和 39 年(1964 年)の村設置から 38 年、昭和 42 年(1967 年)の第 1 次入植以来 35 年が経過し、約 50%の農家で入植一世から二世へと農業経営の移譲が進み、村づくりの主体も二世への移行期を迎えています。このことはまた、村民（入植一世）の高齢化が次第に進んでいくことも意味しています。
- (2) 村の歴史の歩みに伴い、(財)大潟村観光物産振興公社や(株)ルーラル大潟などの第 3 セクターや農業者の米の集荷販売会社の設立等による就業の場が増え、農家と農家以外の世帯の混住化が徐々に進んできています。
- (3) 人口については、ほぼ横ばいで推移してきました。本計画期間内においては大きな社会情勢の変化が無いとすれば、ほぼ横ばいで推移していくものと思われれます。ただし、高齢化率は徐々に上昇していくと推定されます。
- (4) 村の基幹産業である農業については、米消費の減少・ミニマムアクセス米

輸入等に伴う米価の下落により農家経済が悪化しています。更に、W T O 農業交渉に伴い国では大幅な米政策の改革が進められており、大規模専業農家群の大潟村といえども、今までの水稲単作または水稲＋土地利用型畑作の経営形態では農家経済が厳しくなることが予想されます。

また、現在の厳しい農業情勢下において入植一世から二世への移行期を迎え、次世代に引き継げる農業経営のあり方が大きな課題となっています。

※平成15年4月1日現在

◎農家数 589⇒540 戸

- (5) 農家経済の厳しさにともない、村全体の経済活動が停滞して税収が減り、また、地方交付税の大幅な減額も予想されます。更には1980～90年代のバブル経済期に整備した各施設の起債償還・維持補修も大きな負担となることから、村財政の悪化が予想され、思い切った行財政改革の検討が急務となっております。

第2章 村づくりの基本的理念

大潟村誕生の目的と課題を達成し続けていくためには、国の農業政策の基本である『食料・農業・農村基本法』の精神を尊重して、食料自給率の強化と共に農村の多面的機能を発揮するため、生産から食べることまでの食文化の提案と情報発信をしながら、常に村を取り巻く様々な環境の変化に対応し、村民ニーズを把握しつつ村が抱える課題に対して新たな創意と工夫をもって挑戦し続けていかなければなりません。

特に、策定のコンセプトである「新たな村づくりへの挑戦」と、本計画の“ねらい”を実現するためには、村民一人ひとりと関係機関団体、民間企業等と行政が結集し、村の将来を考えて取り組むことが必要です。

※ニーズ：要求 コンセプト：全体を貫く統一的な視点や考え方

1. 共有する目標づくり

村づくりは、村が持っている資源や人材を活かしながら村独自の振興を図り、村民の意欲、エネルギーを一つの方向に結集していくことが基本となります。そのためには、村民一人ひとりと関係機関団体等が村の現状と将来を行政と共に考え、目指すべき将来目標とそれに向かう村づくりを大潟村の意志として共有することが重要になります。

2. 潜在的可能性の発揮

村の活性化を外部に依存し期待するばかりではなく、村民のエネルギーを活用した地域振興、つまり村を取り巻く新たな環境動向を踏まえ、村が持っている資源や技術、人材などを改めて見直し、自らの手で活かしていきながら、外部からの人材導入なども視野に入れ、より能動的に秘められた潜在的可能性を引き出す創意と努力が求められます。

3. 村の魅力と個性の発揚

今後、地域の活性化に向けて自治体間の競争はますます激化し、その中で村の独自性を強化していくためには、特に、今でも十分な個性とイメージを持っている新生の大地大潟村のエキゾチックな空間を更に活かした村づくりを演出し、個性を強調し、大潟村からの情報発信を広めていくことが重要です。

※エキゾチック：異国的な、異国情緒が感じられる

4. 住民参画の推進

村民が自ら創り上げてきた大潟村の現状や当面する課題、そして目指すべき村の将来方向に対して、村民一人ひとりが関心を高め、それぞれの立場での自主的な活動を活発化し、村民自らが能動的に行動していく（NPOの設立や活動などを含む）村づくりが求められています。特に、村民と関係機関団体、民間企業等と行政がより一体となって村の総力をあげた村づくりを実現し、村の基幹産業である農業の経済面に加えて、住民参画による精神的な豊かさを育む村づくりに取り組む必要があります。

また、男女の性別や年齢にとらわれず、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成していかなければなりません。

5. 村を支える人づくり

村づくりの基盤となり推進の原動力となるのは、基本的に村民であります。そのため、今後の村づくりのためには、更なる人材育成施策の充実が求められています。少子高齢化の流れのなかで、学校教育の充実を期すと共に、自ら進んで生涯学習や文化・生涯スポーツを推進していくことが大切です。

村民一人ひとりが夢を語り、知恵を出し合い、経験と技術を活かしていく

村づくりを目標に、様々な分野において力を結集しなければなりません。

第3章 村づくりへの課題

1. 活力ある産業活動の育成

村の基幹産業である農業は、米消費の減少＝米余りから生産調整の拡大と大幅な価格の下落を来しており、15ha規模の全国一の水田経営地帯といえども稲作主体の土地利用型農業では、経営的に非常に厳しい局面を迎え、経営的に再生産を難しくしています。このことは、村内の経済活動等にも大きな影響を与えており、農業振興を基本としながらも、外部からの経済活動の導入や地域間交流による観光振興など、産業活動の育成・活性化が急務となっています。

2. 自然にやさしい環境の創造

- (1) かつて日本海とつながっていた八郎湖は、現在では閉鎖水系となっています。村でも、環境創造型農業の推進や生活改善などに取り組み、周辺市町でも下水道整備が進んでいますが、中央干拓地及び周辺農地からの農業排水や、河川からの生活排水の流入などにより年々水質悪化が進行し、八郎湖の水質浄化対策は、村のみならず周辺市町においても大きな課題となっています。
- (2) 村は食糧生産基地であり、生産と密接な関係にある村を取り巻く自然環境の保全は重要です。従って、八郎湖の水質浄化は勿論のこと、ゴミ対策やリサイクル社会の構築、環境に負荷をかけない農業生産活動など、村民自らが進めている活動の更なる支援と共に、連携した施策の展開が求められます。
- (3) これまでのエネルギーシステムは利便性や経済性が最優先されてきました。このため、地球温暖化が国際的課題として大きな注目を集めており、省エネルギーは勿論のこと、新エネルギーの積極的な導入が進められています。村でも新エネルギービジョンを策定し、その取り組みを進めていますが、新エネルギー利用のための自然条件や導入の費用対効果の面を考慮した場合にリスクが大きく、今後の技術開発の進展・国の支援策等を見極めながら検討を進める必要があります。

3. 安全で安心して暮らせる村

- (1) 村民が安全に暮らせるためには、消防・防災・交通安全・防犯対策の充実が欠かせません。
- (2) 今後迎える少子高齢化社会については、他市町村に比較して進行度合は遅

いにしてもその対策の必要性は例外ではありません。高齢者には生きがい対策など元気で健康に過ごせる長寿社会の構築と福祉政策の充実を、少子化には結婚から子育てまでの支援のあり方が課題となります。また、心身障害者や母子・父子家庭には周囲の理解と協力がなければなりません。

- (3) 良質な飲料水の供給、不明水が多い公共下水道の維持補修など、村民の日常生活にとって身近な施策の充実も欠かせません。

4. 豊かなライフスタイルに向けた教育文化活動

- (1) わが国の共通した教育目標は「豊かな心と生きる力の育成」であります。村でも家庭・地域・学校が連携しながら、「協調と自立の心」「豊かな心と生きる力」を育み、児童・生徒の健全な育成を目指すことが肝要となります。
- (2) 村の生涯学習や文化・生涯スポーツ活動は、これまで活発な活動を展開してきました。今後は更にこれを振興し、併せて助け合い、協調・融和するボランティア活動やコミュニティ活動を支援し、健全で豊かなライフスタイルの確立に努めることが求められています。

※ライフスタイル：生活様式・生き方

- (3) 国際化時代にあつて、国際交流活動が盛んになっており、更にこれらを助長することが求められています。

5. 行財政の改革

- (1) 国及び地方の財政は非常に厳しさを増しており、今後十分な村内議論が必要となります。
- (2) イベントなどの各種事業や補助金等については目的や内容を精査すると共に、村の第3セクターや村直営施設の運営のあり方について、大胆な見直しが必要と考えられます。
- (3) 村営（公営）住宅料や保育料など、行政サービスは他市町に比較して充実していますが、維持管理・運営費と負担のあり方について検討が必要と考えられます。
- (4) 第1次・第2次大湊村総合発展計画におけるルーレック構想のもとにソーラースポーツラインを整備し、ソーラーカー大会等の多くのスポーツイベントを実施してきましたが、村民の関わりや費用対効果を考慮すると見直しの必要があります。また、主催団体の主体的運営への移行に向けて、「スポーツイベント支援センター」を設置（平成14年度～15年度）して対応してきました。今後は、村民の理解を得ながら、村の活性化につながるようなスポーツイベントの開催や支援のあり方について十分な検討が必要です。

- (5) 過去 10 年程の間に整備された各種施設の起債償還がピーク時を迎えており、思い切った行財政運営の合理化が必要です。
- (6) 庁内事務の効率化と連携、及び村民や関係行政機関等との連携を図るため、O A 化を推進してきましたが、日進月歩の I T を活用しながら村民の行政ニーズの把握に努め、行政サービスの質の向上に向けたネットワーク化の更なる推進が求められます。
- (7) 前述の結果として、行財政運営の効率化と共に各担当部門の整理統合など行政全体のスリム化、職員の適正な人員配置、議会や各種行政委員会などのあり方について、見直しや検討を行う必要があります。

第 4 章 村づくりの基本目標と計画

1. 未来に向けて挑戦する産業活動

【基本目標】

村の基幹産業は農業であり、農業部門の発展なくして産業活動の発展はありえません。今まで農業生産の主体をなしてきた稲作経営は、国の政策転換に伴って大きな岐路に差し掛かっています。しかしながら、他に類を見ない田園を活かし、真心を持って“命の源である食糧”を作り続けていくことが大瀧村の使命であります。環境と消費者ニーズに配慮した付加価値の高い生産と流通の他、収益性の高さが期待できる $+\alpha$ 部門の新規農作物の導入研究及び特産品の開発を進めると共に、米政策改革大綱の主旨をふまえながら地域水田農業ビジョンを策定し、農家の自主性を尊重したより効率的な生産活動を助長します。更には、次代の担い手が積極的に取り組める農業環境を構築するための施策を推進します。また、農業経済活動が活性化することによって、商工業部門の経済環境も活性化されることとなります。

個々の自助努力と意識改革を推進しながら、産学官と農業関係機関団体が一体となって、村全体で農産物の販売と、農外を含めた雇用・起業等の多面的活動による収入で粗収入約 150 億円の実現を目標とし、農業者個々が自立できる経営基盤の構築を目指します。

また、観光振興と併せた都市と農村の交流事業を進め、村経済に刺激を与えるために、外部からの経済活動の積極的導入を推進します。

この基本目標を基に、次の施策を推進します。

【基本計画】

- (1) 稲作所得の減少が予想される中であって、農業所得の向上に向けた収益性の高さが期待できる施設園芸部門や新規農作物の導入を進めるためには、入植一世と二世の部門分担、直播の研究、農作業受委託や農地の賃貸借による新規部門の適期作業を進める必要があります。そうした観点から、村有地や県有地を活用した園芸団地構想を推進すると共に農家個々の経営を特化し、低コスト化との関連も考慮しながら地域複合の道を模索します。
- (2) 農薬・化学肥料を使用しない或いは低減した栽培、不耕起・無代かき栽培、アイガモ農法など環境に負荷をかけない栽培方法の確立の他、作付け品種構成等、消費者ニーズに即した付加価値の高い農産物の生産や生産技術体系の確立、及びJ A・村第3セクター・商工振興会を活用した農産物の販路の拡大に努めます。
- (3) 外部からの経済活動の積極的導入を図るため、西4丁目の未利用地を農業生産及び農産物の集出荷・加工・販売その他関連事業を展開する拠点と位置付け、株式会社、農業生産法人の誘致活動を推進し、村民の就労対策に努め、農家所得の向上を目指します。
- (4) 光ファイバを用いた超高速通信による村内高速ネットワークの構築を進め、村民の産業活動の利便性の向上と企業進出に有利となる通信環境の整備を図ります。
- (5) J A・商店街・商工振興会・村第3セクターの連携を図りながら、既存商工業の活性化に努めます。
- (6) 村は540戸・水田面積約9,100haを有する日本一の専業農家群であり、環境創造型農業宣言をした全国有数の環境に配慮した農業の推進地域であります。消費者の一層の理解を深めるためにも、高度な生産システムの開発によるこだわり農産物の生産、そして、その情報公開とマーケットづくり、国内農業の社会的評価を高める活動を通じて、環境に配慮した栽培履歴が明確な安全で安心できる農産物の生産供給基地としての「大潟村」の位置付けを確立します。
- (7) 農機具の共同利用及び農作業受委託など、償却資産部門のスリム化等による低コスト農業経営の実現に努めます。
- (8) 土地改良施設の更新整備事業を引き続き推進すると共に、農作業の効率化を図るため、昭和56～57年及び平成元～2年の二回にわたり、参加農家389戸の交換分合事業を実施していますが、その後の農地移動及び第二世代への経営移譲等を勘案すると、更に農地の集団化を進めるために再度交換

分合事業の実施を検討します。

- (9) 農産物流通及び観光振興と併せた都市と農村の交流事業を推進します。
- (10) 日本海沿岸自動車道のアクセス道整備に向けた要望活動を展開します。

2. 自然にやさしい環境の創造

【基本目標】

村は、自然豊かな八郎潟を干拓して創られた大地であり、食糧の生産基地です。従って、環境に対する負荷をできるだけ減らすため、環境に負荷のかからない農業生産と八郎湖の水質浄化対策、リサイクル社会の構築など、より良い環境の創造に向けて、行政や関係機関団体は勿論のこと、村民が自主的に創意工夫する活動を推進します。

また、海水面より低い本村においては国際的課題である地球温暖化による海面上昇に対して関心を持ち続けることは勿論のことですが、平成 14 年度に策定した「大潟村地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーや省エネルギーの啓発・普及に努め、新エネルギー導入に向けて検討を進めます。

この基本目標を基に、次の施策を推進します。

【基本計画】

- (1) 土地改良区や大学等の研究機関、周辺市町、村内関係機関団体と連携した八郎湖の水質浄化対策の啓発運動を推進すると共に、一丸となって国・県への抜本的解決に向けた積極的な要望活動を展開します。
- (2) 広域ごみ処理対策を推進すると共に、ごみ減量化と分別によるリサイクル社会の構築に向けた啓発活動や、特に生ごみについては、村の地域特性を活かし堆肥化等による有効利用の推進に努めます。
- (3) 産学官連携による「環境創造 21」の支援と連携した“環境にやさしい農業と生活スタイル”活動を展開し、積極的な村の環境創造に努めます。
- (4) 平成 14 年度策定の「大潟村地域新エネルギービジョン」に基づき、当面は公用車へのバイオディーゼル燃料の使用を実施し、風力発電や農業系バイオマス・燃料電池など新エネルギーの民間ベースでの導入を支援しながら、その導入効果を見極め、公共施設等への導入を検討すると共に、新エネルギー・省エネルギーの村民レベルでの普及・啓発活動を進めます。

※バイオディーゼル燃料：廃食油（植物油）から合成する軽油の代替燃料

3. 安全で安心して暮らせる村づくり

【基本目標】

村民が安全で快適な生活を営むためには、防災対策等は勿論のこと、誰もが村に住みたくなるような生活基盤と環境の整備に努めると共に、少子高齢化社会及び心身障害者、母子・父子家庭等に対応した施策の充実に努めます。

この基本目標を基に、次の施策を推進します。

【基本計画】

- (1) 村民が安全で安心して暮らせるように、消防・防災・交通安全・防犯対策・生活基盤の総点検と充実に図りながら、地域安全ネットワークの構築を進めます。
- (2) 良質な水道水の確保、特に良質な飲料水の供給体制の整備について検討を進めます。
- (3) 高齢者介護については、在宅介護を基本にしながらデイサービスやヘルパー事業の充実に図り、NPO法人等民間ベースによるグループホームの設立も視野に入れながら、“ひだまり苑”を核とした施設介護・在宅介護支援システムの構築に努めます。また、心身障害者等については、引き続き支援対策の充実に努め、自立に向けた小規模作業所などの設置についても検討します。
- (4) 防災林の整備については、引き続き過去の経験を生かし、更に研究を進めながら適切な樹種選定を行いつつ計画的な更新の推進に努めます。
- (5) 病気の予防・早期発見・早期治療は勿論、医師、保健師、看護師、栄養士の連携により総合的な地域医療と保健対策を推進します。
- (6) シルバー人材センターや野菜作りなどの生産活動を通じて高齢者生きがい対策の充実により、健康長寿社会の推進に努めます。
- (7) 障害者や高齢者が地域社会のなかで自立した生活を送り、社会参加の促進を図るため、バリアフリー化を推進します。
- (8) 少子化については、他市町村に比較して進行度合いは遅いものの、結婚・出産・育児などの不安解消のため、安心して子供を産み育てる環境づくりについて検討を進めます。
- (9) 精神的にも経済的にも不安定な状態に陥り易い母子・父子家庭に対しては、

その実情を把握しながら、相互の連携と協力体制を充実するため、相談援護活動の充実に努めます。

- (10)混住化社会づくりのため、過去二回にわたり村営住宅の分譲（昭和 61 年）及び宅地分譲（平成 12 年～）をしてきましたが、勤労者の定住や産業経済活動の活性化に伴う村営住宅の建設・分譲とそのあり方、宅地分譲についての検討を進めます。
- (11)乗車率の低い生活バス路線のあり方について、交通弱者対策を含め、検討を進めます。

4. 協調と自立の心をもった人間形成と豊かなライフスタイルに向けて

【基本目標】

家庭・地域・学校が三位一体となって児童・生徒の「豊かな心と生きる力」を育み、「協調しながら自立する」次代を担う人材育成に努めます。

また、高齢化が進むなかで、生涯にわたって豊かなライフスタイルを確立するため、村民が自主的に生涯学習や文化・生涯スポーツに親しむことができる環境整備を進めます。

この基本目標を基に、次の施策を推進します。

【基本計画】

- (1) 村の教育水準の向上及び特性を發揮するため、幼小中連携や小中一貫校構想、教育の広域化に伴う相互交流など、将来を展望した村教育のあり方と総合的な教育施設建設整備計画について検討を進めます。
- (2) 人間形成の基礎となる幼児教育の大切さを認識し、豊かで充実した多様な幼児教育を目指した幼保一元化や児童厚生事業、子育て支援のあり方などについて検討を進めます。
- (3) 家庭・地域・学校の連携による健全な児童・生徒の育成に努めると共に、地域の人材活用による学習支援やスポーツ・文化活動、国内外との交流活動などを振興しながら、協調と自立の精神、豊かな心と生きる力を持つ人間形成を目指します。
- (4) 国内有数の食糧生産基地「大潟村」に生活していることから、学校給食に地産地消を取り入れ、地域の食文化を深め、食育教育を推進します。
- (5) 秋田わか杉国体ボート競技の円滑な開催と、その後の施設の有効活用、既存の各種スポーツ施設の有効活用を推進します。
- (6) 各年齢層に対応した住民主体の生涯学習支援、学びを生かす組織づくりと

学習ボランティアの養成を推進し、時代に対応した学習機会の充実に努めます。

- (7) 各年齢層に対応したスポーツ活動の支援と指導者の養成、住民主体の組織づくりを通じて、スポーツ振興による健康の維持・増進に努めます。
- (8) 互いに助け合い・融和するコミュニティ活動は村づくりの基本であり、ライフスタイルの多様化に対応した活動への助長と支援に努めます。
- (9) 干拓博物館のあり方を検討し、多面的な活用と効率的な運用を図り、村の発展及び文化活動に寄与します。
- (10) 現在一時中止している「文化情報発信者招聘事業」については、現在の奨励措置（宅地の無償譲渡・報奨金）の見直しなどを行い、広く村の活性化に資するような人材の招聘なども視野に入れながら、招聘事業のあり方について検討します。
- (11) 国際感覚豊かな人材を育成するために、民間ベースを主体とした国際交流活動、友好都市ドロンテン市との交流を継続して支援します。

5. 行財政の改革とスリム化

【基本目標】

国の構造改革に盛り込まれているように、市町村にあっても、行財政の改革とスリム化は避けて通ることができません。行政サービスに対する負担のあり方について検討を進めると共に、村が関与している第3セクターや村直営施設のあり方なども考慮し、村民の理解を得ながら行政のスリム化と財政の改革を推進します。

この基本目標を基に、次の施策を推進します。

【基本計画】

- (1) 現在行われている各種事業のあり方について、財政を視野に入れながら全般的な精査を行い、見直しを検討します。
- (2) 補助金やイベントについては、事業の目的や内容等を精査し、補助金は交付基準をつくりながら、イベントはその支援のあり方について、大幅な見直しを進めます。
- (3) 特別職などの報酬のあり方を検討します。
- (4) 施設の維持管理費の節減に努めると共に、利用者負担の見直しについて検討します。

- (5) 第3セクターの効率的運営を進めるため、「(財)大潟村観光物産振興公社」と「(株)ルーラル大潟」のあり方について検討します。
- (6) 村民の行政ニーズの把握及び行政サービスの効率化に向けてITを活用したネットワーク化とペーパーレス化を推進します。
- ※ペーパーレス化：通知や資料などを電子化し、極力紙での配布や保存をしないようにしていくこと
- (7) 行財政運営の効率化と共に、各担当部門の整理統合など行政全体のスリム化を図り、職員の適正な人員配置を行うため、「行財政改革推進委員会（仮称）」を設置します。
- (8) 第3次大潟村振興計画の達成状況の把握と後期計画の見直しのため、「第3次大潟村振興計画後期計画委員会（仮称）」を設置します。

第5章 村政運営のあり方

地方分権の進展等により、自治体は新たな時代を迎えるとともに、厳しい財政の中で、一層自己決定、自己責任において、住民福祉の安定及び地域の発展を図ることが求められております。

大潟村においては、多くの村民参画で策定した第3次大潟村振興計画及びその実施計画を基に作成した本計画を基本として、農業を基幹とした独自の村づくりと村政運営に努めて参ります。

また、村も厳しい財政状況から振興計画及び本計画の推進にあたっては、将来展望にたって、これまで以上に事業効果や住民満足度に配慮して取り組む必要があります。

このため、事業の計画、実施にあたっては、時代のニーズに即した、真に住民の視点にあった施策を展開するため、住民の意見希望を取り入れるとともに財政効率やコスト感覚に留意しながら、住み良い、活力のある村づくりを進めるものとしします。

第6章 財政運営の考え方

1. 見通し

平成16年度から10ヶ年の財政の見通しですが、景気の低迷とこれに関

連する国の危機的財政状況は、今後当分続くものと想定されます。

また、政府が進めている税財政の「三位一体の改革」の行方等を考えれば、自治体（特に小規模町村）にとって、最も大きい歳入である地方交付税や国庫支出金等がどの程度減額になるのか、大いに懸念される所であり、

一方、歳出においては、少子高齢化の進展や環境対策等で行政の負担増は必須であり、自治体にとってますます厳しい財政状況になるものと考えられます。

このような財政を巡る状況から、村の財政規模は、現在の約 30 億円が 10 年後にはこの 3 分の 2 の 20 億円程度になると推測されます。

以下は、その根拠または財政運営の考え方です。

2. 歳入

- (1) 特別な歳入要素も考えられない状況では、国からの地方交付税が最も大きく、重要で確実な歳入ですが、これについては、前述の理由により、この 10 年間で約 45% 減額すると厳しく見込みます。
- (2) 地方交付税に次いで大きい国庫支出金等も三位一体の改革の影響で、ある程度は削減されると見込みます。
- (3) 自主財源ではなんとといっても村税で、このうち一番ウエイトが大きいのは、約 60%、4 億円を占めている固定資産税です。これは不況等に左右されない安定した税といえますが、所得税は米を中心とした農業収入の動向によるところが大きいことから、今後の厳しい農業情勢を考えれば、村税については 10 年間で約 6% 減少になると見込んでおります。
- (4) その他の歳入としては、主なものに温泉や村営住宅等の使用料がありますが、これは利用者や他の類似施設とのバランス等を考慮して、現状の収入水準としました。

なお、先の「三位一体の改革」の中の地方への税源委譲については、今のところ不透明で不確定要素が多いほか、小規模自治体ではおおくの税収が見込めないという見方から、歳入としては計上しないこととしました。

このような推計から、歳入は段階的に減り、10 年後には約 20 億円になる見通しです。

3. 歳出

健全財政を堅持する観点から、歳入と均衡をとる必要があり、そのため、全ての事務事業について、精査、見直しを行い、簡素化・効率化を図り、経費の削減に努めなければなりません。

- (1) 人件費では、10年間に職員を概ね15%、10人程度削減するとともに、特別職及び議員等の給与、報酬の削減に努めます。
- (2) 村単独補助金については、聖域を設けず、村民の合意のもとに一定の交付基準を作り削減に努めます。
- (3) 賃金や委託料、光熱水費等の行政経費においても、10～30%程度の削減に努めます。
- (4) 特別会計への繰出金については、会計ごとの独立採算を目指します。
- (5) 投資（政策）的経費では、一定経費の中で村民生活上必要なものに限り、実施することとします。
- (6) 計画的に位置づけられたプロジェクト等については、基金の取り崩しや村債等に対応することとします。

このように、歳入に合わせて、歳出（経費）の削減を図ることになりますが、村民の理解と協力でこれを計画的に進め、財政の健全性を維持するものとしてします。

なお、各種基金については、安易に取り崩すことなく、本来の目的達成のため、運用することを基本とします。

以上、現時点での財政見通しの考え方ではありますが、今後、国の動向や社会経済状況の変化によっては、変動があるものと思われれます。

